

2008年8月14日
(平成20年)

藤沢市太陽の家指定管理者
社会福祉法人 光友会
理事長 小野 康夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

太陽の家の運営管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2008年8月14日付けで諮問（第335号）された太陽の家の運営管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、重点施策として「犯罪のない安全なまちへの対策」を挙げ、さまざまな施策に取り組んでいる。また、ふじさわ総合計画2020では、「安全で安心して暮らせるまち」として太陽の家学園運営事業の充実を位置づけている。この点、防犯カメラにより不法侵入者の立入を監視すること、映像を録画すること及び防犯カメラを設置していることを表示することにより、太陽の家への不法侵入等の未然防止と不審者への抑止効果が期待できる。そこで、更なる安全確保を図り、より良い療育環境を整えるため、防犯カメラの設置を予定している。

防犯カメラの撮影対象区域は、太陽の家敷地内とし、特定の個人及び建物等を監視することがないように設置する。

機器構成としては、太陽の家本館北側の壁面及び正面玄関にカメラ、事務室にカメラ駆動ユニット、デジタルディスクレコーダー及びカラーモニターを設置する。カメラで撮影した映像をカメラ駆動ユニットを経由して、デジタルディスクレコーダーで録画すると同時にカラーモニターに画像を表示する。

防犯カメラにより人物を撮影し録画することは、個人情報本人以外のものからの収集となる。また、画像はデジタルディスクレコーダーに内蔵のハードディスクに保存するため、コンピュータを使用して行われる情報の蓄積となる。このことから、条例第10条の収集の制限及び第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラの撮影対象区域には、太陽の家関係者及び利用者とその保護者のほか、不特定多数の者が立ち入る。撮影対象者を限定することは、事務の執行上だけでなく、設置目的である利用者の安全確保と犯罪の未然防止を図る上でも著しい支障が生ずるおそれがある。このことから本人の同意を得ることなく個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略する合理的理由

防犯カメラの撮影対象区域には、太陽の家関係者及び利用者とその保護者のほか、不特定多数の者が立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能である。このことから本人への通知は省略する。

ただし、利用者とその保護者には説明を行い、一般には防犯カメラを設置していることを撮影対象区域内に表示すること及び広報ふじさわに掲載することにより周知を図る。

(4) コンピュータ処理の必要性

ハードディスクによる画像の保存は、ビデオテープ等と比較して、蓄積容量、

画質及び耐久性に優れている。また、必要な期間保存した後、順次上書きすることができる。ハードディスク以外の電磁的媒体を管理する必要がなくなることにより、情報の安全な管理並びに省スペース化を図ることができる。このようなことから、コンピュータにより保存及び管理する必要がある。

なお、設置予定の機器にはネットワーク機能が内蔵されているためパソコンを接続することで操作が可能となる。ただし、パソコンへの接続は行わず、防犯カメラのみの運用とする。

(5) 本人以外のものから収集及びコンピュータ処理する情報

太陽の家の門扉を出入りする人物及び正面玄関を出入り又は玄関付近を通行する人物の映像

(6) 安全対策

録画機器であるデジタルディスクレコーダーは、事務室内の棚等に固定金具により据え付けることで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードを設定することで利用を管理責任者、管理補助者及び管理担当者だけに制限する。なお、パスワードは6ヶ月ごとに更新し、他人に漏れたとき、又は漏れるおそれがあるときは速やかに変更する。

(7) 実施時期

2008年10月実施予定

(8) 提出資料

- ア 藤沢市太陽の家防犯カメラ運用基準
- イ 設置予定機器カタログ
- ウ 設置工事図面
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

防犯カメラの撮影対象区域には、太陽の家関係者及び利用者とその保護者のほか、不特定多数の者が立ち入る。撮影対象者を限定することは、事務の執行上だけでなく、設置目的である利用者の安全確保と犯罪の未然防止を図る上でも著しい支障が生ずるおそれがある。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

防犯カメラの撮影対象区域には、太陽の家関係者及び利用者とその保護者のほか、不特定多数の者が立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能である。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、実施機関では、利用者とその保護者には説明を行い、一般には防犯カメラを設置していることを撮影対象区域内に表示すること及び広報ふじさわに掲載することにより周知を図ることとしている。

(3) コンピュータ処理をする必要性について

ア コンピュータ処理する必要性

ハードディスクによる画像の保存は、ビデオテープ等と比較して、蓄積容量、画質及び耐久性に優れている。また、必要な期間保存した後、順次上書きすることができる。ハードディスク以外の電磁的媒体を管理する必要がなくなることにより、情報の安全な管理並びに省スペース化を図ることができる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

録画機器であるデジタルディスクレコーダーは、事務室内の棚等に固定金具により据え付けることで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードを設定することで利用を管理責任者、管理補助者及び管理担当者のみで制限する。なお、パスワードは6ヶ月ごとに更新し、他人に漏れたとき、又は漏れるおそれがあるときは速やかに変更する。

また、設置予定の機器にはネットワーク機能が内蔵されているためパソコンを接続することで操作が可能となる。ただし、実施機関では、パソコンへの接続は行わず、防犯カメラのみの運用とすることとしている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上